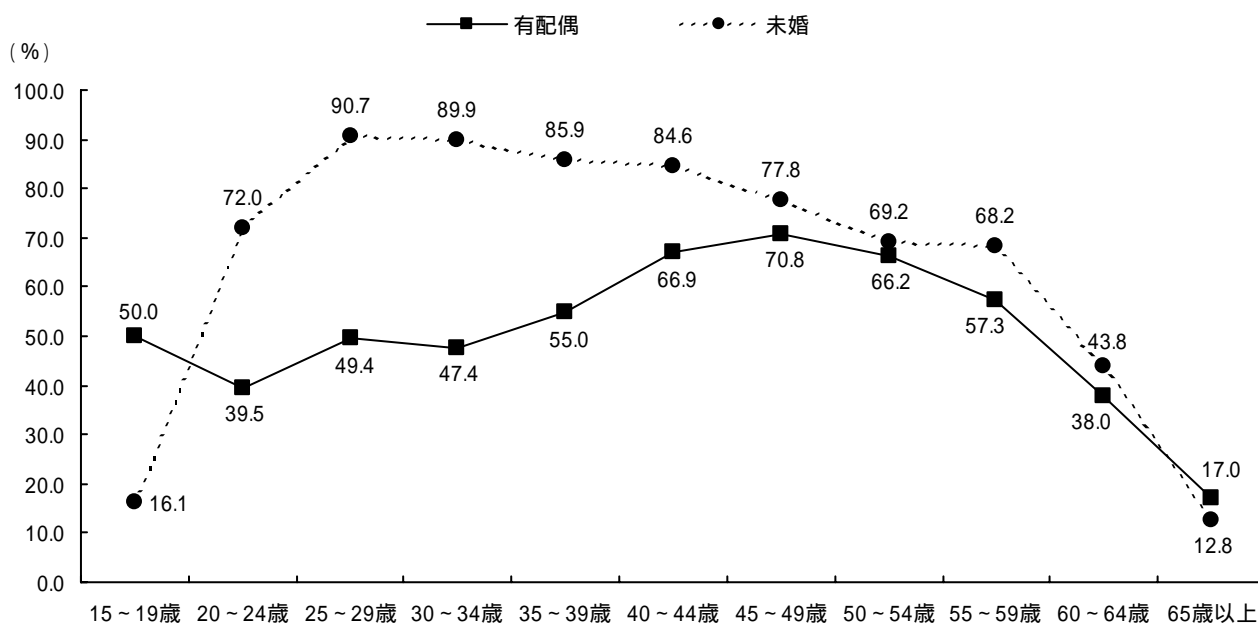


- 5 子育てに対する支援

1 有配偶・未婚女性の年齢別労働力率

有配偶・未婚女性の労働力率をみると、有配偶女性では20代～30代にかけて低くなっているがその後増加し、45～49歳では70.8%となっている。全体の傾向としては未婚女性の労働力率が高い。

図表 - 5 - 1 有配偶・未婚女性の年齢別労働力率（全国）



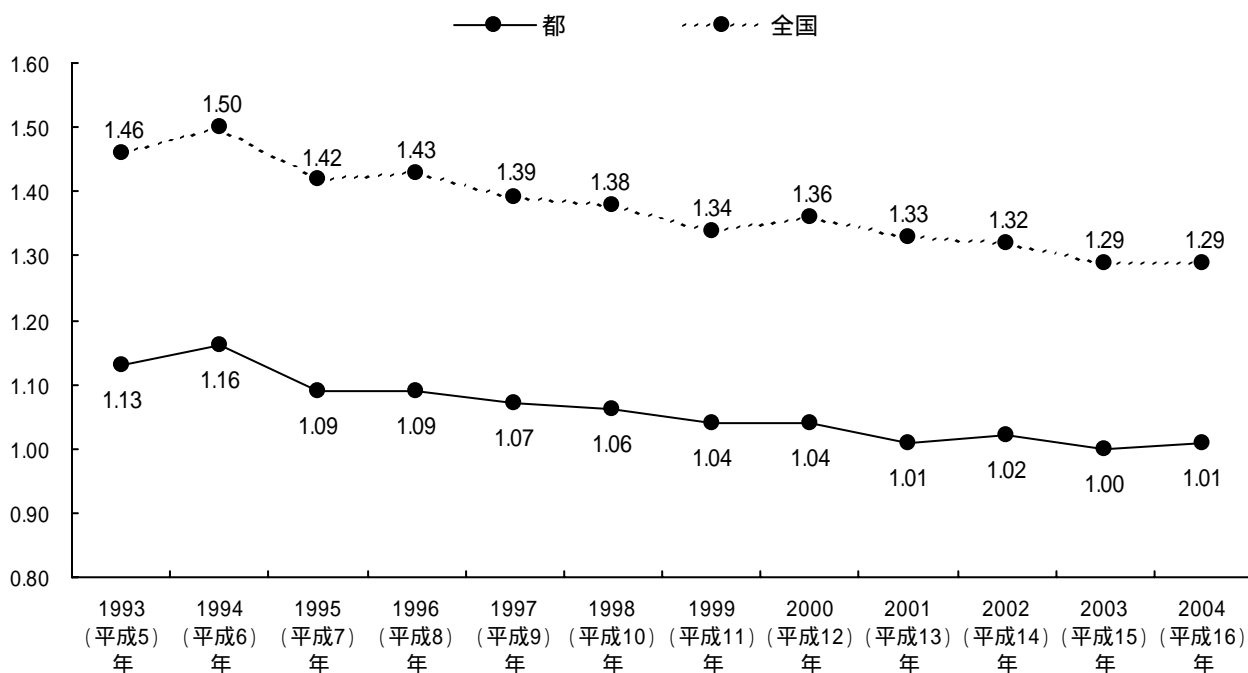
注1：労働力率 = 年齢別労働力人口 / 年齢別人口、平成16年平均の数値

資料：総務省統計局「労働力調査」2004（平成16）年

2 合計特殊出生率

平成16年の都の合計特殊出生率(女性が一生に産む子どもの数)は1.01と全国の1.29よりも低く、どちらも依然として現状の人口を維持するのに必要とされている2.08を大きく下回っている。

図表 - 5 - 2 合計特殊出生率の推移(都・全国)



注1：合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの

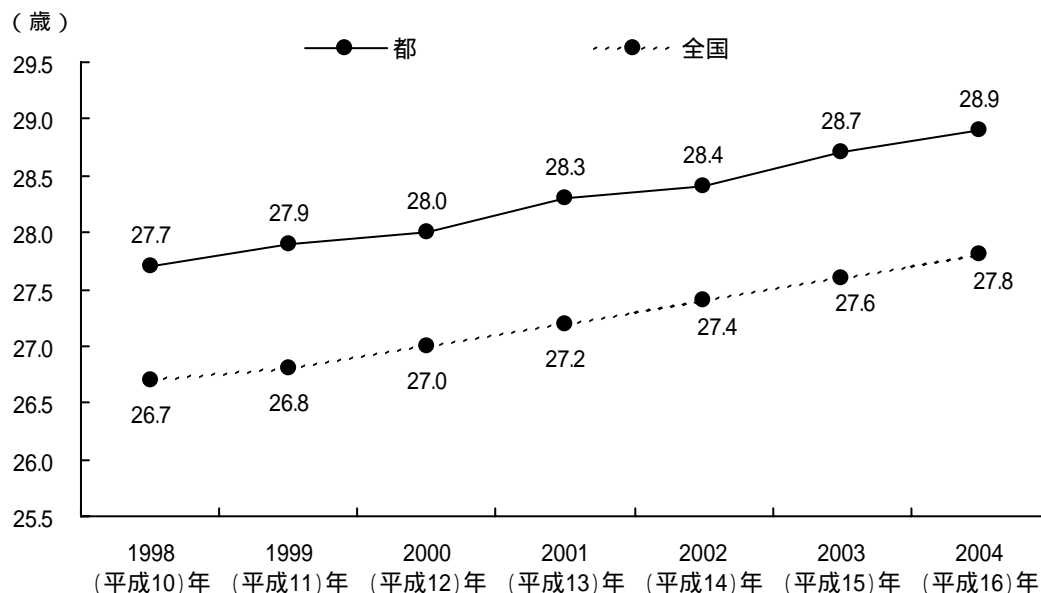
注2：都の合計特殊出生率は、総務省統計局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)及び母の年齢別出生率をもとに福祉保健局が算出

資料：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」
厚生労働省「人口動態調査」

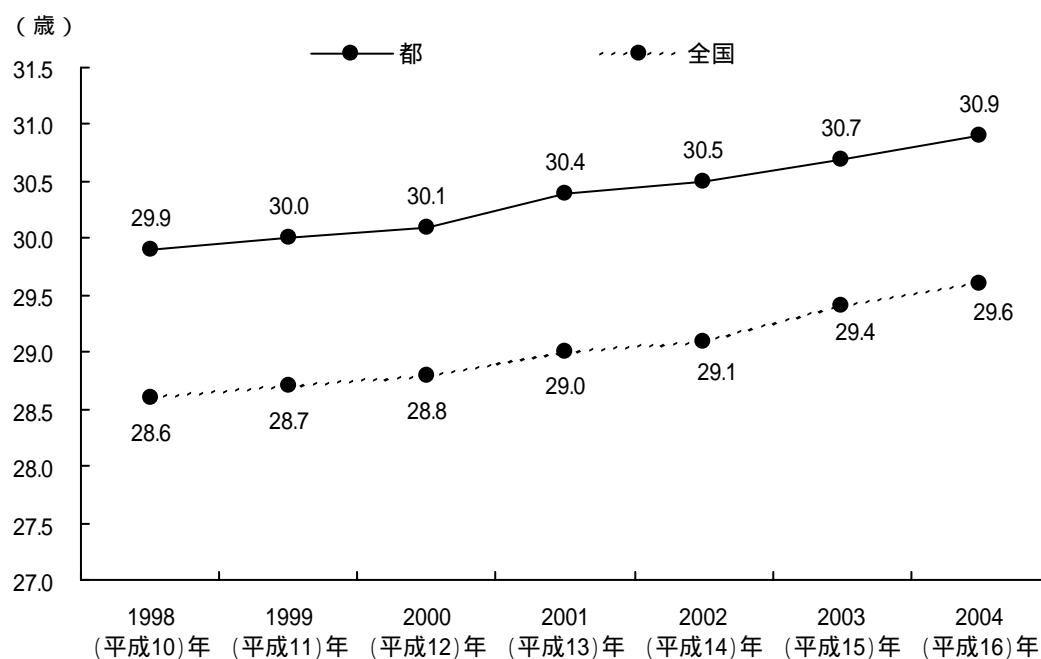
3 平均初婚年齢

平均初婚年齢は都・全国ともに上昇傾向にある。都は男女ともに全国を上回っており、平成16年は女性が28.9歳、男性が30.9歳となっている。

図表 - 5 - 3 女性の平均初婚年齢の推移（都・全国）



図表 - 5 - 4 男性の平均初婚年齢の推移（都・全国）

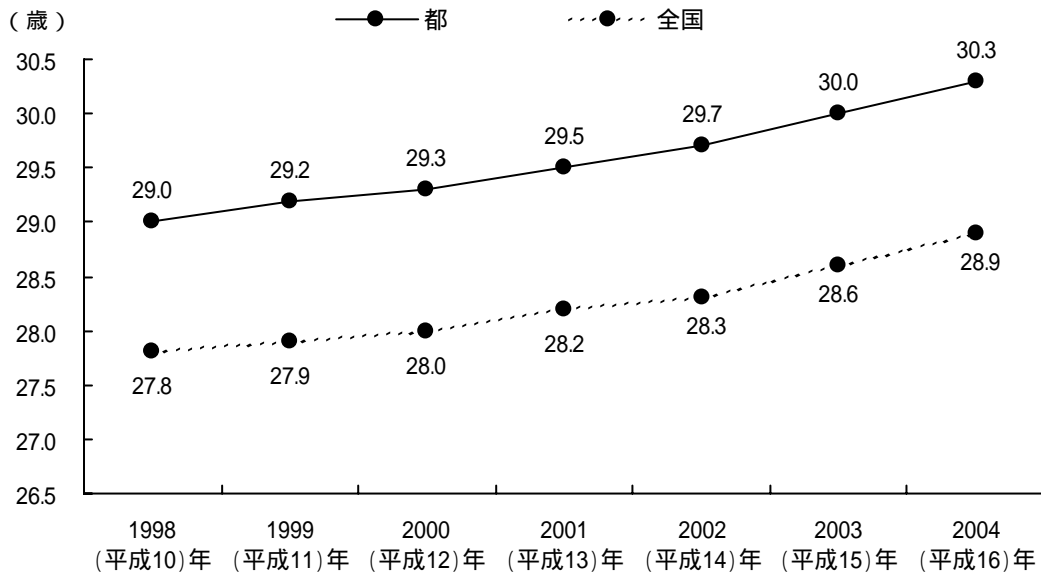


資料：厚生労働省「人口動態調査」

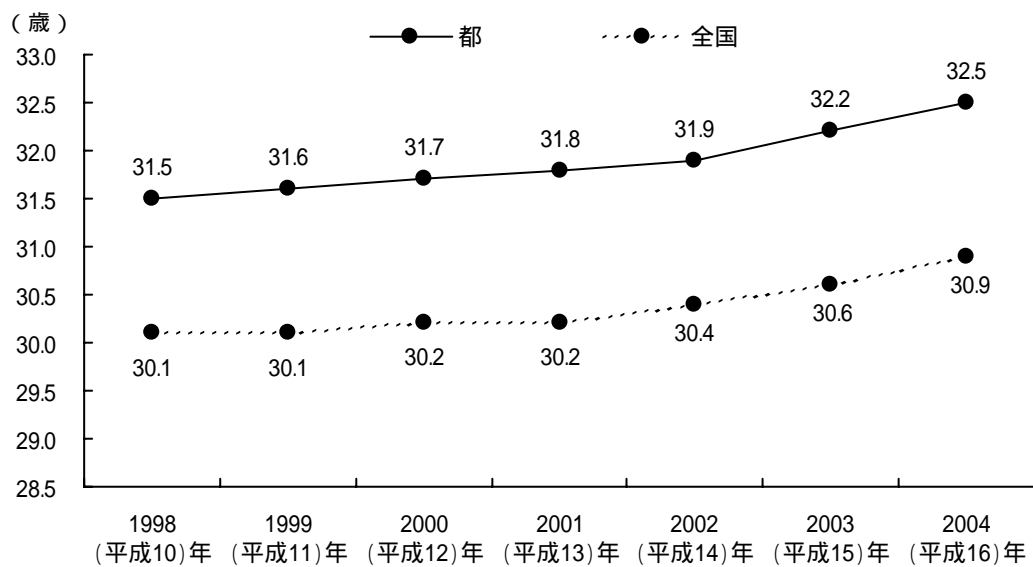
4 第一子誕生平均年齢

母親及び父親の第1子誕生平均年齢は都・全国ともに上昇傾向にある。父母いずれにおいても都は全国を上回っており、平成16年度は母親が30.3歳、父親が32.5歳となっている。

図表 - 5 - 5 母親の第一子誕生平均年齢の推移（都・全国）



図表 - 5 - 6 父親の第一子誕生平均年齢の推移（都・全国）

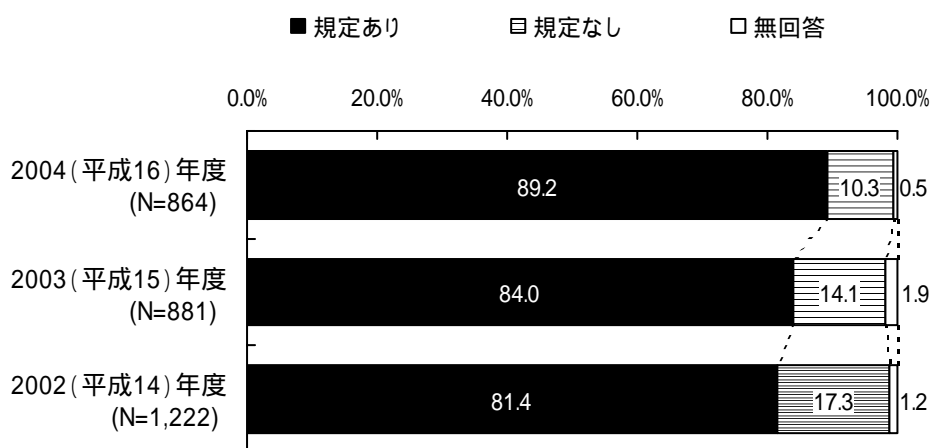


資料：厚生労働省「人口動態調査」

5 育児休業制度の規定の有無

育児休業制度の規定がある事業所の割合は年々増加し、平成17年度では89.2%を占めている。

図表 - 5 - 7 育児休業制度の規定の有無の推移（都）



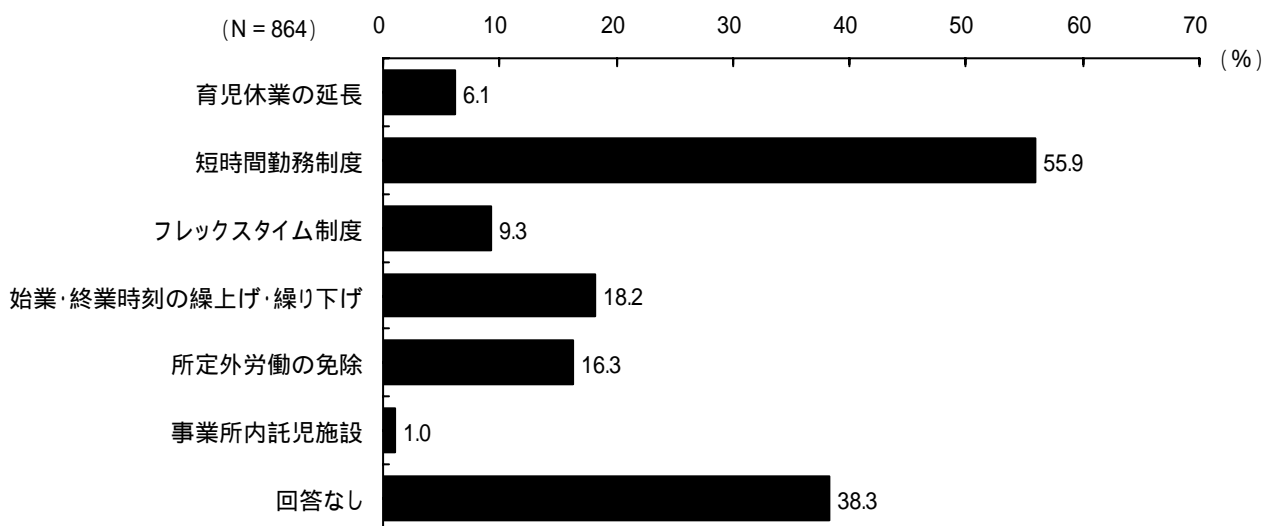
注：対象は30人以上の事業所

資料：東京都産業労働局「平成16年度東京都男女雇用平等参画状況調査報告書」

6 育児を支援する制度

育児を支援する制度の中で整備されているのは、「短時間勤務制度」が55.9%と半数を超えており、次いで「始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ」が18.2%、「所定外労働の免除」が16.3%となっている。

図表 - 5 - 8 育児を支援する制度（都）（複数回答）



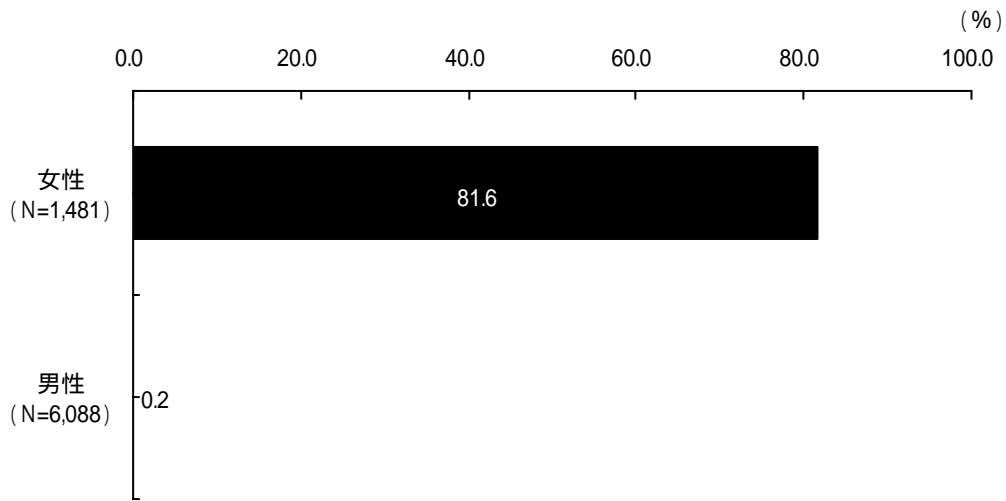
注：対象は30人以上の事業所

資料：東京都産業労働局「平成16年度東京都男女雇用平等参画状況調査報告書」2005（平成17）年

7 育児休業取得率

育児休業取得率は女性が81.6%に対し、男性は0.2%となっている。

図表 - 5 - 9 男女別育児休業取得率(都)



取得率 = $\frac{\text{平成16年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業開始予定の申出者数を含む)}}{\text{出産者数(男性は配偶者が出産した場合)平成15年4月1日～平成16年3月31日}}$

注1：対象は30人以上の事業所

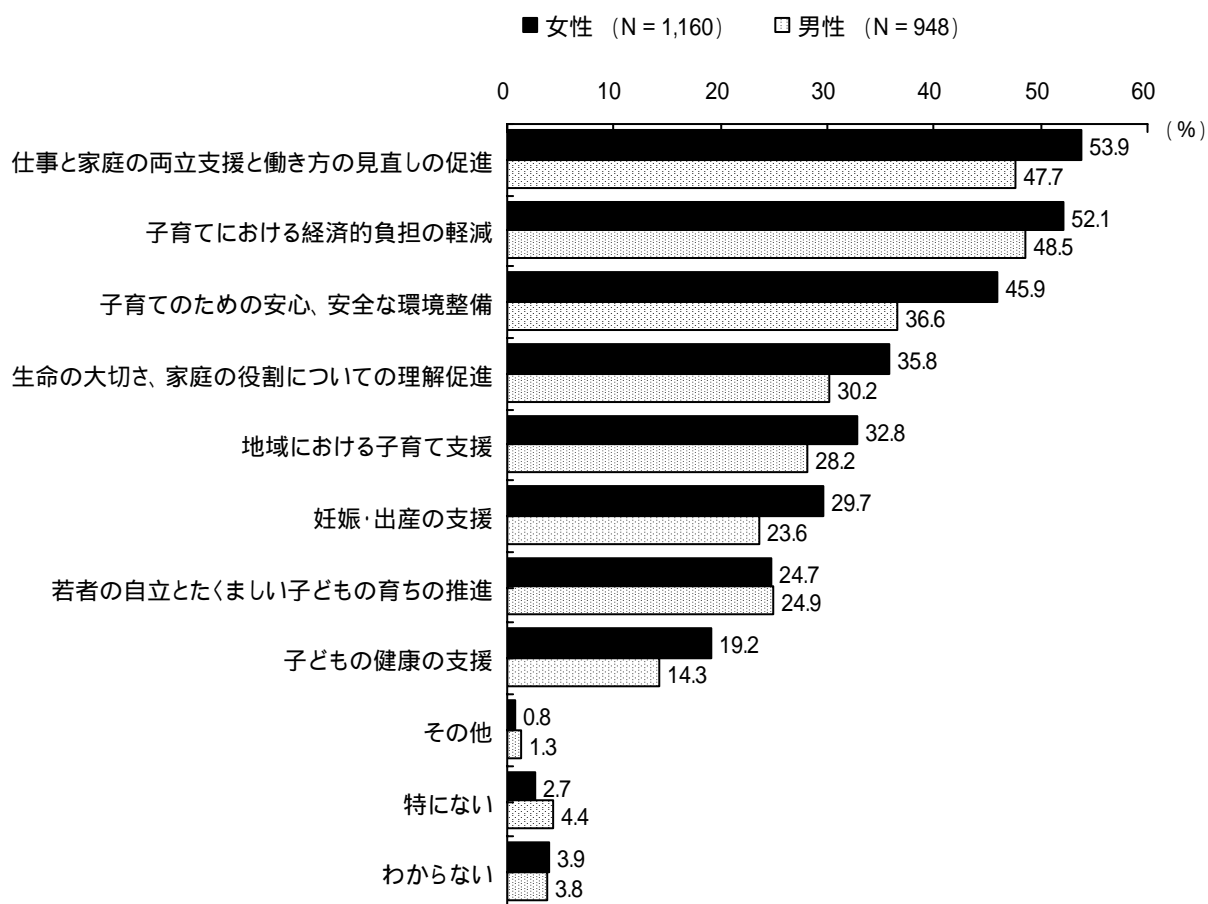
注2：回答数(N)は出産者数(男性は配偶者が出産)

資料：東京都産業労働局「平成16年度東京都男女雇用平等参画状況調査報告書」2005(平成17)年

8 子育てに関して行政に期待すること

子育てに関して行政に期待することは、男女ともに「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」と「子育てにおける経済的負担の軽減」が高くなっている。

図表 - 5 - 10 子育てに関して行政に期待すること（全国）（複数回答）

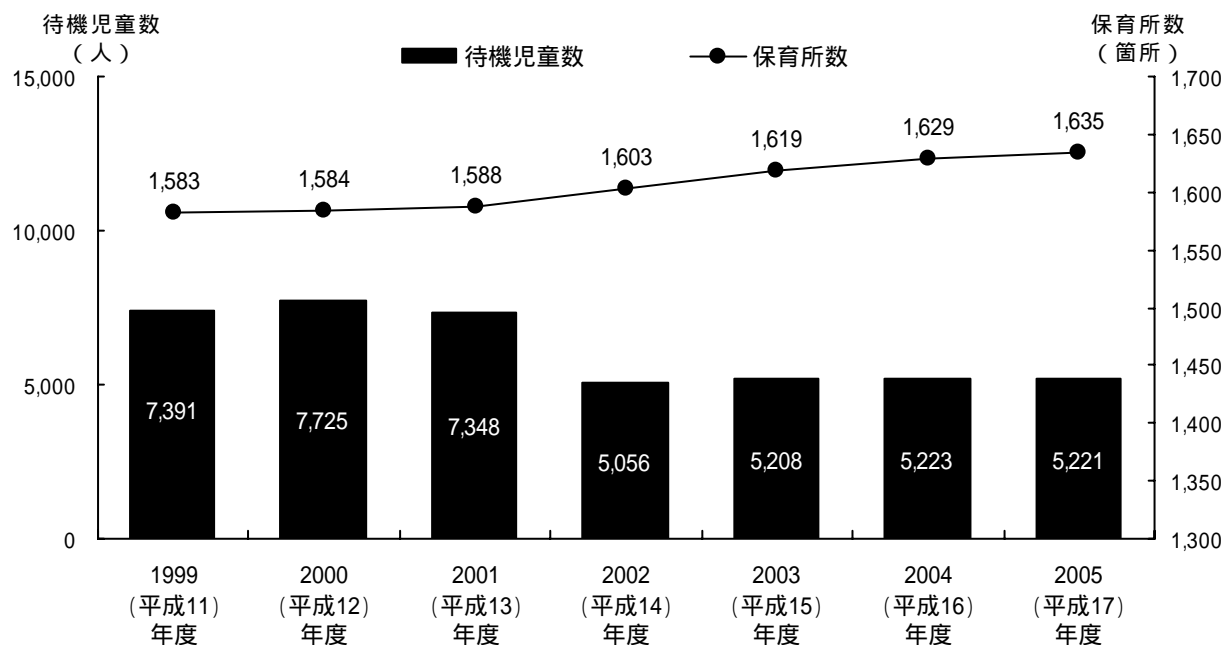


資料：内閣府政府広報室「少子化対策に関する特別世論調査」2004（平成16）年

9 保育所数と待機児童数

認可保育所数は年々増加しており、平成17年4月1日現在1,635箇所となっている。平成17年度の待機児童数は5,221人となっており、ここ数年変化はみられない。

図表 - 5 - 11 保育所数と待機児童数の推移（都）



注1：2002（平成14）年度から保育室（認可を得られていない小規模の保育園）や保育ママ（家庭福祉員）等で保育されている児童などは、待機児童に含めなくなった。

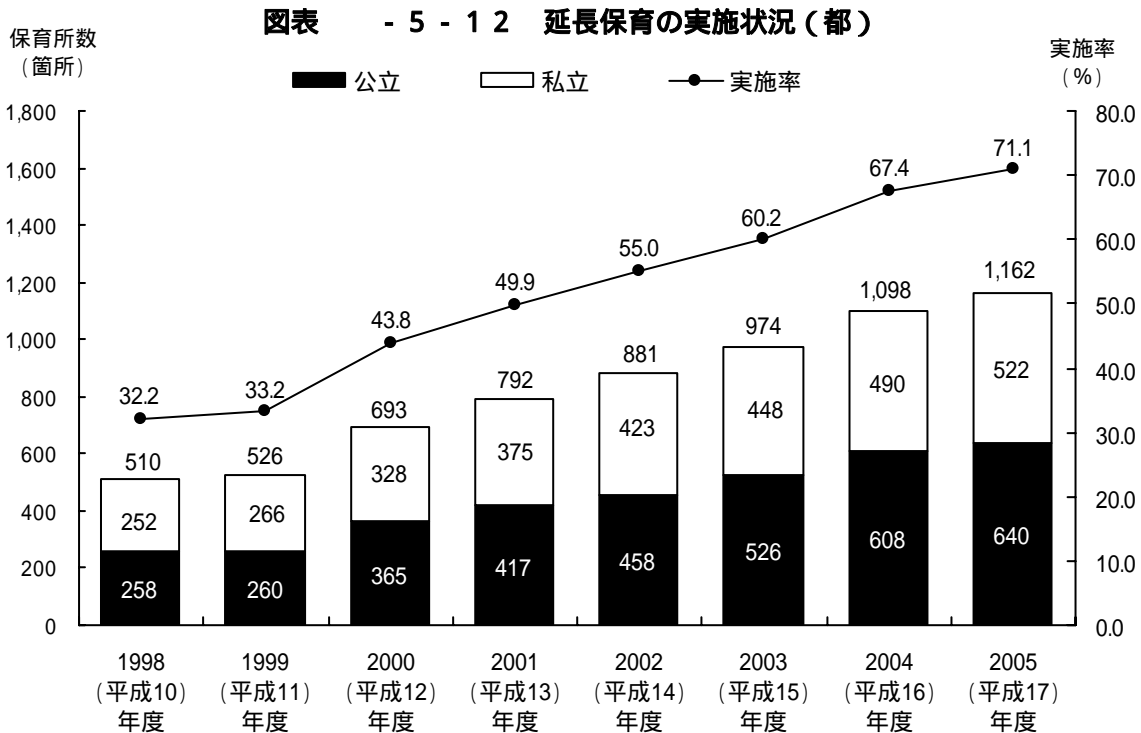
注2：保育所数は休止中の施設を除く

注3：各年度4月1日現在

資料：東京都福祉保健局調べ

10 延長保育の実施状況

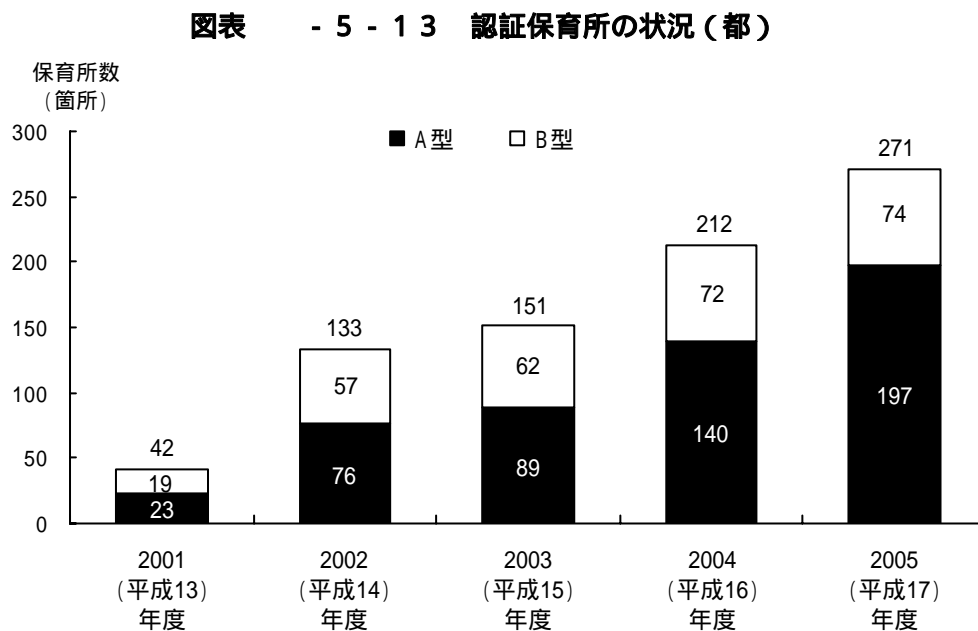
延長保育の実施率は年々上昇する傾向にあり、平成17年度は公立と私立合わせて1,162箇所で開催しており、実施率は71.1%となっている。



注：各年度4月1日現在

11 認証保育所の状況

認証保育所は年々増加しており、平成17年4月1日現在で271箇所となっている。



注1：各年度4月1日現在

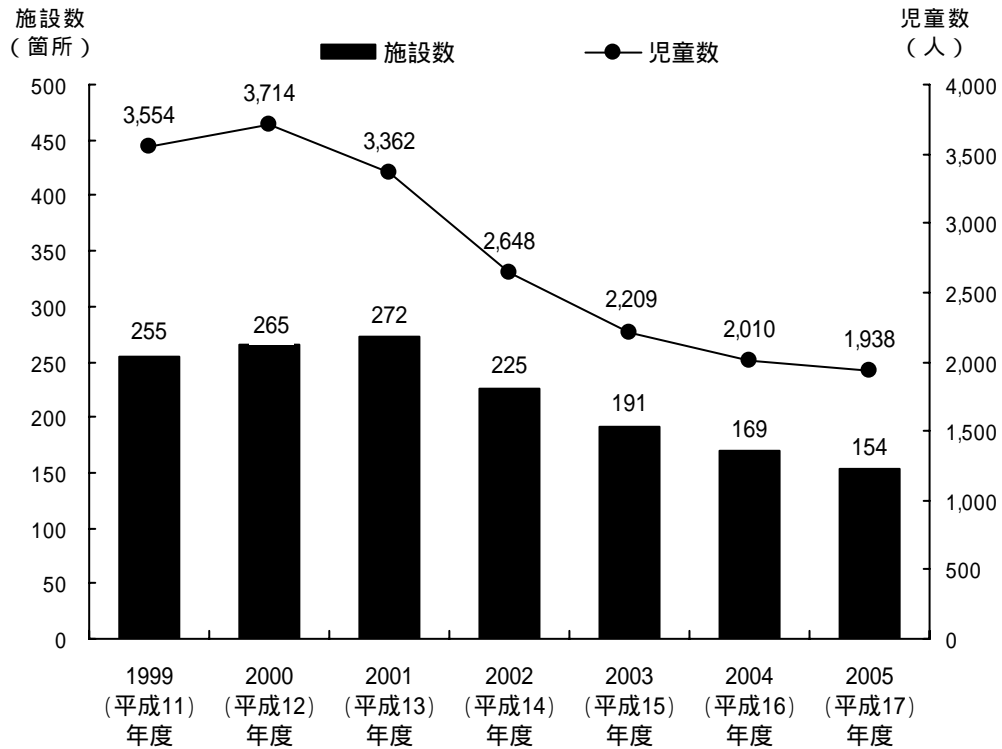
注2：認証保育所は増大する保育ニーズに応え、東京都が独自の基準により認証するもので、主に駅前に設置されるA型と、小規模で家庭的な保育を行うB型がある。

資料：東京都福祉保健局調べ

1.2 保育室の施設数と児童数

平成 17 年度は保育室が 154 箇所、児童数が 1,938 人となっている。児童数は平成 13 年度から減少傾向にあり、施設数も平成 14 年度から減少している。

図表 - 5 - 14 保育室の施設数と児童数の推移（都）



注 1 : 各年度 6 月 1 日現在

注 2 : 保育室とは、定員が 6 人以上 30 人未満の小規模な保育施設

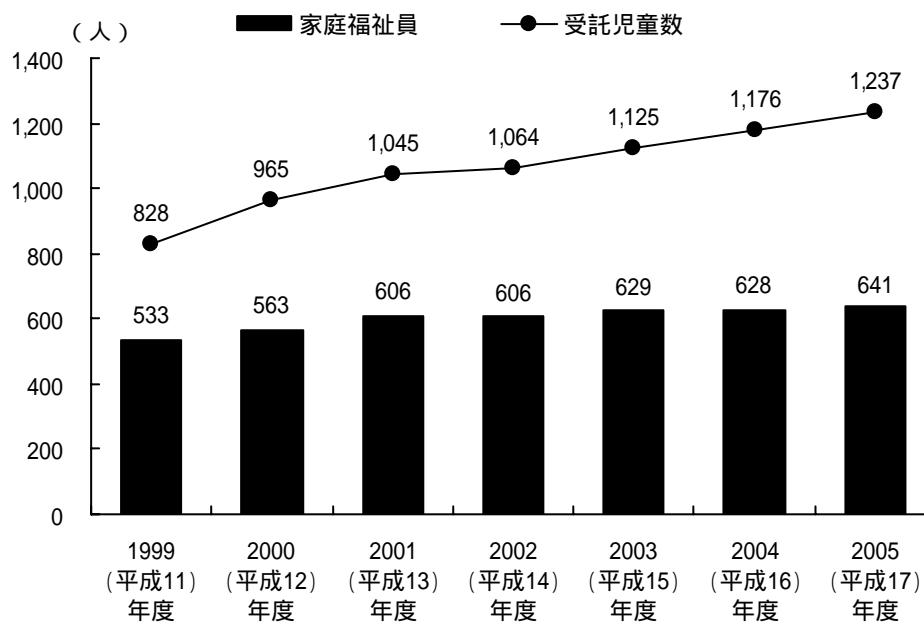
注 3 : 保育室の一部は平成 14 年度から認証保育所へ移行

資料 : 東京都福祉保健局調べ

1.3 家庭福祉員の状況

平成17年度の家庭福祉員は641人、また受託児童数は前年度から61人増えて1,237人となっている。受託児童数は増加傾向にある。

図表 - 5 - 15 家庭福祉員の状況(都)



注1：各年度6月1日現在

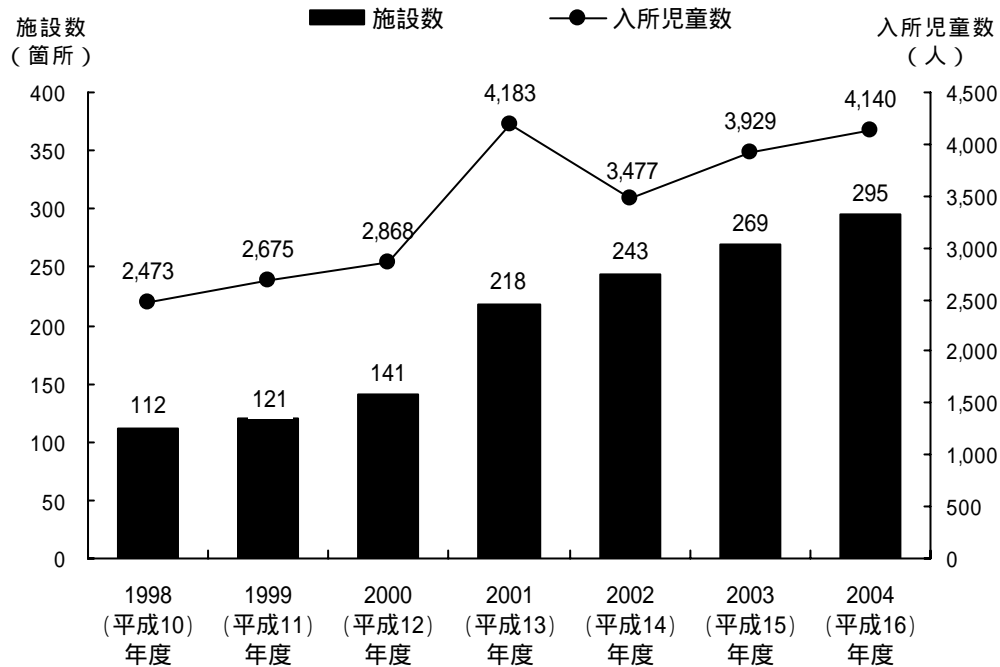
注2：家庭福祉員は保育士等の資格を持つ人が、自宅を保育施設として、3歳未満の乳幼児3人以内を保育する制度

資料：東京都福祉保健局調べ

1.4 ベビーホテル数と入所児童数

平成16年度のベビーホテルは295箇所、入所児童が4,140人で、ここ数年増加傾向にある。

図表 - 5 - 16 ベビーホテル数と入所児童数の推移（都）



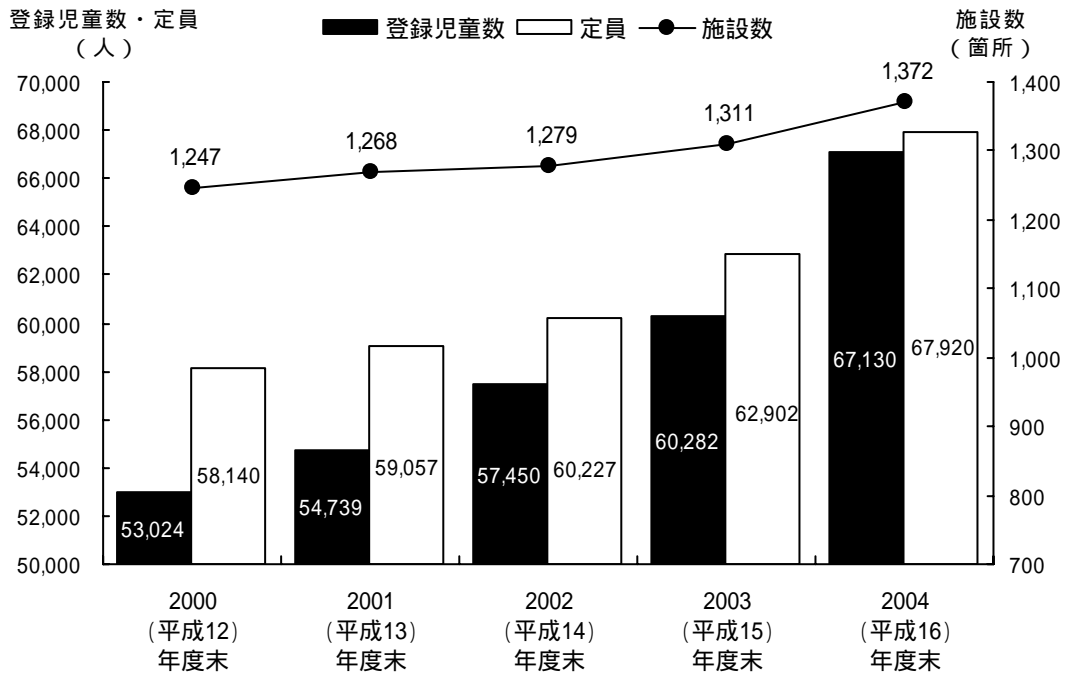
注：ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、午後7時以降の保育を行っているもの、宿泊を伴う保育を行っているもの、時間単位の保育を行っているもののいずれかに該当するもので、他の分類に含まれないものをいう。

資料：東京都福祉保健局調べ

15 学童クラブ・定員・登録児童数

学童クラブ数、定員数、登録児童数はいずれも増加傾向にある。平成16年度末は学童クラブが1,372箇所あり、定員67,920人に対し登録児童数が67,130人となっている。

図表 - 5 - 17 学童クラブ・定員・登録児童数の推移（都）



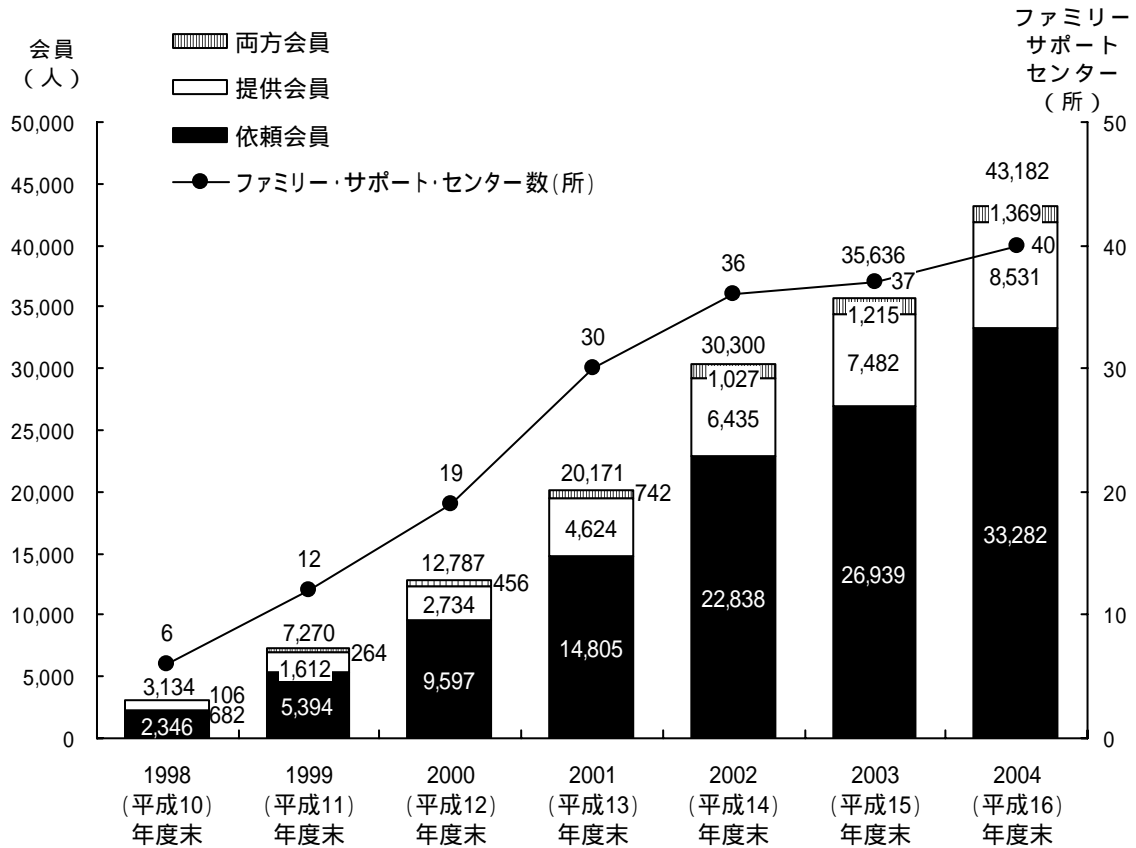
注：学童クラブは、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生を授業終了後に預かる事業

資料：東京都福祉保健局調べ

16 ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センター数は年々増加している。平成16年度末は40箇所、会員数は43,182人であり、そのうち依頼会員が7割以上を占める。

図表 - 5 - 18 ファミリー・サポート・センターの状況(都)



注1：会員数は以来会員、提供会員、両方会員の合計

注2：ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において相互援助活動を行うことを支援する会員組織。

資料：東京都産業労働局調べ